

「林地開発の許可基準」の一部改正の概要について

「開発行為の許可基準等の運用について(令和4年11月15日付け4林整治第1188号林野庁長官から各都道府県知事・各森林管理局長宛て)」に基づき、下記のとおり一部改正をしようとするもの

記

- 1 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係）に関する基準
 - ・ 開発行為の施行期間中における流出土量について見直し
 - ・ 災害が発生するおそれがある区域の範囲や考え方等について規定
 - ・ なだれ危険箇所におけるなだれ防止措置について規定
 - ・ 排水施設の設計雨量強度について規定
 - ・ 洪水調節池の下流に位置する排水施設について規定
 - ・ 河川等の管理者の同意について見直し
 - ・ 洪水調節池等の洪水調節容量及び開発行為の施行期間中における堆砂量について見直し
 - ・ 余水吐の設計雨量強度について見直し
 - ・ 用水路等の断面を拡大することをもって洪水調節池の設置に代えることができることについて規定
 - ・ 設計降雨強度における降雨量変化倍率の適用について規定
 - ・ 仮設防災施設の設置等について規定
 - ・ 防災施設の開発行為完了後における維持管理について規定

- 2 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）に関する基準
 - ・ 洪水調節池等の洪水調節容量及び開発行為の施行期間中における堆砂量について見直し
 - ・ 用水路等の断面を拡大することをもって洪水調節池の設置に代えることができることについて規定
 - ・ 河川整備基本計画において降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができることについて規定
 - ・ 仮設防災施設の設置等について規定
 - ・ 開発行為完了後の維持管理について規定